

自己点検・評価

日本語教育機関名：JET 日本語学校

点検・評価実施日：2017年7月1日

実施責任者：井上靖夫(校長)

実施担当者名：得猪節子(教務主任)、山口閑子(主任教諭)、木村晴美(生活指導主任)、森山翔(専任教職員)

第1 設置者及びマネジメント

1 理念・教育目標

教育理念：

日本語教育を通して、日本の良き理解者育成と、留学生の全人的な成長を図る。

教育目標：

高度な日本語力を習得し、自律的に、広い視野から、日本の社会・文化・歴史および日本人の考えなどを深く理解できるようにする。この目標をさらに高い次元で達成するため、日本の高等教育機関への進学予備教育を推進する。

教職員・講師には教員会議で確認し、新任の教職員・講師には研修時に周知する。学生には入学時のオリエンテーションで配布する、「学生生活の手引き」に英語、中国語、韓国語、インドネシア語の訳文を付けて明記し、周知させている。

2 組織

2-1 組織態勢

設置者は学校法人で、理事会と評議員会が構成されている。設置代表者は2000年に理事に就任した越野充博で、2014年から理事長を務めている。創立以来、定員150人という規模の中であくまでも教育の質を重視し、当面は定員を拡大しない方針である。

2-2 教員組織

必要な日本語教員数8人のところ13人(専任6人、非常勤7人)、理科と数学を担当する専任教員1人を置いている。専ら事務に従事する者として経理担当の専任職員が1人いるが、多くの事務は専任教員が分担しておこなう。事務の分担については校務分掌表に定めてある。校長と主任の職務内容等については就業規則(処務規則と講師規程)に定めてあるが、その他の専任教職員、非常勤講師でクラス担任を務める者については、文書で明確化されていない部分がある。

2-3 事務組織

進学指導責任者は主任教諭、生活指導責任者は生活指導主任、入管業務責任者は教務主任と決まってい

る。就職指導については目下校長が担当している。それぞれの職務内容は校務分掌表に定めてあるが、責任や権限などの詳細は文書化されていない。なお、生活指導担当者には、クラス担任を務める非常勤講師も含まれる。非常勤のクラス担任の職務内容に関しては、講師規程とは別に定めてある。

2-4 採用と育成

採用方法は、求人票に明記している。給与額等の雇用条件については採用決定時に書面で通知している。就業規則についても説明している。

新任教師には主任教諭と教務主任が1～3か月間、教案をチェックし授業を見るようにしている。また先輩教師の授業見学を推奨している。日振協などによる研修や大学等による講演会にも参加を促している。また、教師は学生の出身国の文化や学生の生まれ育った環境についても理解する必要があるため、海外での留学フェアに教員を派遣することもある。

倫理観や振る舞い、ハラスメント防止に関しては、教員会議等で折に触れ校長が注意事項を伝えている。(教師と学生との恋愛禁止、誤解を招くような行為の禁止など。)

専任の教職員は年度末に「職務振り返り(自己評価)」を校長に文書で提出し面接を受ける。その結果をもとに校長と理事長により評価される。

3 財務

学生募集は順調で、財務状況は安定しているといえる。現在約1年分の予算に相当する内部留保がある。決算時に公認会計士が財務諸表を作成し、監事による監査を経て、理事会及び評議員会で承認されている。事業報告書、事業計画書、決算報告書、予算書などは一般の閲覧も可能としている。

4 教育環境

4-1 校地、校舎

板橋駅の改札を出てすぐのところに位置し、初めて来日する学生にわかりやすく通学にも便利である。池袋の隣の駅であるが、近隣には小学校などもある静かな文教地区である。校地校舎は自己所有である。ビル内にはビジネスホテル等もあるが入り口を分けている。

4-2 施設、設備

図書については、図書室に1000冊以上の蔵書があるが、利便性を考え、一部を廊下の本棚に置いて利用を促している。図書の目録はあるがCDやDVDについても整備する必要がある。トイレは冬場など混雑する時、休み時間をずらすことで対応している。

バリアフリーに関しては、トイレが車いす利用者には使用できないため、検討の余地がある。

5 安全・危機管理

5-1 健康・衛生

健康・衛生については、生活指導主任が担当している。校医は指定していないが最寄りの板橋医院が対応してくれている。

SARS や鳥インフルエンザ等の感染症については対応マニュアルが作成されており、各国語で対応できるようにしてある。

5-2 危機管理

危機管理の責任者は校長である。教職員の連絡網は学期ごとに更新され周知されている。学生の緊急時の連絡先・連絡方法については、校長、専任教職員および各クラス担任が共有するようにしている。指示命令系統、消防計画あり。校長不在時の対応については検討を要す。年 2 回避難訓練を実施し消防署に報告している。訓練の際には、学校にいない時大震災に遭遇して電話等が通じない場合の連絡手段、集合場所についても確認をしている。気象警報発令時の対応については特に定めてはいないが、警報の有無にかかわらず、台風等で通学時の安全が懸念される場合などは、その都度校長が必要な措置を講じている。ランプ、ヘルメット、電源のいらぬ電話器を備えている。食料の備蓄はないが、500ml の水のペットボトルを常時 240 本備蓄している。学校寮で使用する予備の寝具が 4 セット学校に備えてあるため、非常時に利用が可能。

6 法令の遵守等

特定個人情報取扱規定を定め、マイナンバーなどの教職員の個人情報を保護している。また、法務省の告示基準、日本語教育機関の運営に関する基準(日振協)、留学生受入れガイドライン等については、関連する事案が発生したところで教職員の会議等で参照するようにしている。学生の個人データ管理用の PC はネットに接続しておらず、情報流失の防止に努めている。課題としては著作権の保護に関する規定が明確でない点。関係官庁への届け出、報告は確実にしている。

第 2 運営に関する事項

7 運営全般

7-1 組織的な運営

短期(1 年)の事業計画と予算については、寄付行為に定められた通り、理事会・評議員会で承認され執行される。議事内容は事前に教職員全体で検討を加えたものであり、会議の結果も教職員に報告される。中長期(5 年～10 年)の運営方針に関しても理事長、校長、教職員(主に主任)が協議の上、理事会評議員会の承認を得る。非常勤講師にも周知徹底する。教育の質を重視することが運営の基本となっており、学校全体の共通理解となっている。

7-2 納付金

学費および納付期限は、募集要項や、入学時に配布説明される「学生生活の手引き」に明記してある。学費返還は原則として行わないとしつつも、ケースバイケースで返還に応じてきた。2018年4月から施行される学則では、日振協のガイドラインに沿う形で返還規定も明確化した。すでに発表している2018年度学生募集要項にも記載済。

7-3 情報の共有化及び発信

日振協や関係省庁からの情報は、その重要度や緊急度に応じて、回覧、掲示やメールで情報共有を図っている。学校内部の情報は、JET通信(年3~4回発行のニュースレター)や、ホームページ、フェイスブックで発信し、関係者に教育活動を理解してもらうよう努めている。学校案内、募集要項、学生生活の手引きは、日本語のほか英語、中国語、インドネシア語、タイ語でも情報提供している。入学時のオリエンテーションでは学生の理解できる言語の通訳をつけている。

8 学生募集

8-1 募集方針

募集方針は、不法滞在を多く出している国からの募集はせず、経済的に問題のない国からアルバイトに頼らなくても十分な経費支弁能力をもった学生、そして真に学習意欲のある学生を、国籍のバランスを考慮しながら募集選抜している。コースごとの募集定員を定め、募集計画を策定している。入学志願者に対する情報提供や入学相談は、専任の教職員全員ができるようにしているが、主に校長と教務主任が当たっている。

8-2 募集活動

学校の教育理念・教育目標・教育方針、コースごとの教育内容、そして進学コースについては特に入学の心得を、各国語に翻訳し明示している。進学コース入学者の心得については、出願の段階で本人および親御さんにも同意を得ている。

エージェントに関しては、業務契約の際に必ず学校を見てもらうことを条件づけている。エージェントとは円滑なコミュニケーションが必要なため、日本語のレベルについても留意している。

8-3 入学選考

進学コース希望者については、本人の学習意欲と目的(大学又は大学院に進学したいという強い意思)、日本語のレベル(進学1年コース希望者はN3レベル以上)を面接等で十分に確認している。また、学歴についても提出書類で確認し、複雑な学歴の場合は進学希望校に事前に入学資格を確認したうえで当校の入学許可を出すようにしている。日本語コース希望者についても、その学習ニーズが教育内容に合致していることを確認している。入学許可の最終判断は校長が行う。

9 教育活動

9-1 企画

理念・教育目標に合致したコース設定を行い、教育目標達成に向けたカリキュラムを設計している。授業計画については、学期初めにクラス担当者が集まり、クラス担任が中心となって立案されるが、その際教務主任又は主任教諭がコミットし、シラバス、進度設計、教科書の選定、目標レベルの設定などを行う。また学生の情報(学歴、日本語学習歴など)も共有を図る。使用教材の著作権に留意しているとはいいがたいので勉強会などを通じて教職員全員が認識を持つ必要がある。レベル設定に関して参考している熟達度の枠組みはない。今後は明確に設定する予定(CEFR など)。教員配置については、コース別・レベル別に適性を考慮し、年齢や性別のバランスも図りつつ、適正な時間数で配置している。

9-2 実施

学期開始時に筆記によるクラス分けテストを実施し、レベル別にクラス編成をおこなう。その際、新入生はインタビュー結果を参考にする。また継続して在籍する学生は前学期の成績等を参考にする。(ただし進学クラスは4月に開講後1年間同じクラス。)

クラス担当者の打合せ時に教務主任又は主任教諭が学生の情報を伝えている。開示されたシラバスによって授業が行われているかは、学期間の頻繁なクラス担当者の打合せで確認され、学期終了時に振り返りレポートによって全校で共有する。ただし評価基準と評価方法については特に定めていない。クラス内での到達度を明確化する必要があると思われる。JF スタンダードをもとにした到達目標設定を検討したい。

学習障害をもつ学習者に対しては、適宜専門家の助言を受けている。授業や運営に関する学生からの相談や苦情等には教務主任と主任教諭が対応をしている。

9-3 成績判定

成績判定はクラス内の相対評価である。各クラスでテストは定期的に行っているが、合格ラインをどこに設定するかはクラスにより異なり、担当教師の裁量に委ねられている部分が多い。学習者が多様であり、年度によっても変動があるため、統一スケールで判定することが難しいからであるが、判定基準の設定、判定方法の明確化は今後の課題ととらえている。

9-4 授業評価

専任は年度末の業務振り返りレポートにより自己評価を行っているが、非常勤については定期的な自己評価を課していない。必要に応じて主任が授業を見ることがあるが、授業の自己評価、学校(校長)による評価、学生による評価を、全ての教師に対してどのように実施するかは検討すべき課題である。

10 学生支援

10-1 支援態勢

進学指導は主任教諭、就職指導は校長、入管業務は教務主任、日常生活、宿舎、保健等については生活指導主任が担当し、進路説明会等、年間の計画を立てて実施している。日々の個別的な生活相談、進路

相談は、クラス担任が対応している。休日中に学生に問題が発生した場合は、クラス担任が教務主任または主任教諭に連絡し、校長が対処について指示を出すこととしている。

10-2 日本社会を理解し、適応するための支援

日本社会を理解し、適応するための支援としては、まず入学時のオリエンテーションで「学生生活の手引き」をもとに一通りの説明を通訳翻訳付きで行うが、来日して間もない状況では実感として理解できない点が多いため、授業の中で折に触れ、教材と関連付けながらも繰り返し指導するように留意している。北区や板橋区の主催する各種催しには積極的に参加し、地域交流を行っている。また近隣の東京国際フランス学園、小学校、高校などとの交流も定期的に行っている。大学生との交流活動は様々なかたちで年間のべ20回以上おこなっている。

10-3 生活面における支援

住居は学校寮をはじめ、民間のシェアハウス、一般のアパートなどを学校が責任を持って提供、紹介している。アパート契約時の連帯保証人も学校が行う。アルバイトについては、資格外活動としての規則は周知徹底を図っているが、入国後3か月および進学クラス在籍中は学校の規則で禁止しているため、アルバイト情報の提供などは原則行わない。健康診断(胸部レントゲン)は年2回実施している。学生の生活状況は定期的な一斉調査と、各クラス担任による面談によって把握に努めている。

10-4 進路に関する支援

進路指導は、進学を主任教諭、就職を校長が担当して行っている。特に大学または大学院進学については、進学クラスで徹底した指導を行っている。入学時にコースを選択する際に、卒業後の進路を確認するので、一貫した指導体制が取れている。

10-5 入国・在留関係に関する指導及び支援

申請等取次者は4名いるが、在留資格認定申請は主に校長が、在留期間更新や資格変更は教務主任が担当する。東京都や日振協主催の研修で継続的に必要な情報を取得している。また入管との信頼関係構築に努め、随時相談するようにしている。入管法上の留意点は、入学時と卒業・退学時に周知している。資格外活動の実態は定期的に調査して把握している。不法残留者等を発生させないための取り組みとしては、まず入管が指定する「不法残留者を多く発生させている国」からの学生募集を行わないことである。過去3年間以上、不法残留者、資格外活動違反者および犯罪関与者を発生させていない。

11 教育成果

11-1 成果の判定

各コースの修了基準は以下の通り。コース全期間の出席率が85%以上あり、かつ、全ての月の出席率が正当に理由なく80%を下回っていないこと。そして所定の試験に合格していること。また基礎科か

ら進学科に進級する際に、出席率が85%を下回る場合、進級が認められないことがある。これらは「学生生活の手引き」に明記し、入学時に説明している。

進学コースの修了判定試験としては、**JLPT**の**N1**合格レベルを目安としている。日本留学試験、日本語能力試験の結果は全てデータ化され、過去の成績資料を進学指導等に役立てている。

11-2 卒業生の状況の把握

卒業後の進路は進学先については把握しているが、国内外で就職した場合については十分な把握ができていない。ニュースレター「**JET** 通信」を卒業生に配信することで連絡を保ち、卒業後の状況把握に努めている。